

愛知県中央信組（けんしん）は

鈴木さんの労災を認めよ！

11月12日(火) 午後1時10分 名古屋地裁1103法廷 口頭弁論

12月16日(月) 午後1時30分 なごや地裁・岡崎支部 結審

緊張のなかにも

落ち着いて証言

9月30日、名古屋地裁・岡崎支部において最終尋問が行われ、鈴木さん本人が証言席に立ち、西端支店、安城支店、刈谷支店での担当した業務と勤務実態、異動や担当換え、業務の兼務や人員削減により、その時々を受けたストレスや健康状態、そして精神的に追いつめられていた過程、不十分だった安全配慮やずさんな労務管理を証言しました。

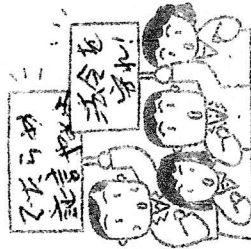
「長年、真面目に働いてきた。次長職の立场上、長時間労働や休日出勤にも耐えてきた。そんな中で肉体的、精神的にも私の体は変調をきたし、休職となったが、復職後は大卒1年目の処遇にされ、まるで「怠け者」扱いされた事に怒りを感じる。今は、退職を余儀なくされたが、健康回復に向け、経済的にも苦しい生活を送っている」と、裁判官に訴えました。

反対尋問は陰湿で、上げ足取りの繰り返し

けんしん側弁護士は、テレビドラマ「半沢直樹」の金融庁検査の場面を例に「大変だったと言うが、自己査定は特別な業務ではなく通常業務ではなかったのでは」との発言に、全く理解しないと、傍聴席から失笑を買ったり、これまでの陳述書や証言などの不理解発言に、鈴木さん側弁護士から抗議されました。鈴木さんが、やむなく持ち帰り残業していたことに対して、「コンプライアンス違反」と強調。当局の指導に違反する重要鍵の不正な取り扱いや、社内規定では8時45分の就業にも関わらず、「次長は8時には出勤しろ」と一般職員より出勤が遅いなどと、サービス労働を強要するけんしん側にコンプライアンス違反を言う資格はありません。

刈谷労基署も裁判官も注目

刈谷労基署や愛知労働局、中央審査会への審査請求がすべて棄却され、現在は国を相手取り「休業補償給付等不支給処分取消請求事件」として、争われている裁判の裁判官、刈谷労基署なども岡崎支部での裁判の行方を注目しており、負けるわけにはいきません。ご支援、傍聴を心よりお願いいたします。



傍聴支援のお願い

金融労連・全国金融産業労働組合(金融ユニオン)東海支部

456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3-308

TEL/FAX 052-883-6964

だれでも一人でも加入でき、関連会社社員やパートさんでも加入できる産業別組合